

京都市訓令甲第34号

庁 中 一 般
区 役 所
市 立 大 学
事 業 所

京都市広報広聴事務取扱規程の一部を次のように改正する。

平成16年3月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

別表区役所の項及び区役所支所の項を次のように改める。

区役所及び区 役所支所	区 民 部 長	広報又は広聴を担 当する区民部総務 課長又はまちづく り推進課長	区民部総務課又はまちづ くり推進課の広報又は広 聴を担当する担当課長補 佐、係長又は担当係長
----------------	---------	---	---

附 則

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

(総合企画局市長公室広報課)